

共同研究契約における間接経費の改定について（お願い）

令和 3 年 6 月 9 日
国立大学法人北見工業大学

平素より、本学との共同研究に関しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本学では共同研究における間接経費の取扱いを変更させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

これまで、本学との共同研究を実施いただいている民間機関等の皆様には、共同研究遂行のために必要となる直接的な経費（以下、「直接経費」という。）の 10%を共同研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下、「間接経費」という。）としてご負担をお願いしてまいりました。

一方で、文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年 11 月 30 日）」が示され、共同研究の実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されております。

これを受け、本学では、研究活動を支える研究環境や研究支援体制を充実させるため、共同研究契約に係る間接経費の割合を下記のとおりとさせていただきます。

これまで以上に本学での産学官連携活動を推進し、研究成果を地域社会及び産業界へ還元できるように努めてまいりますので、今後とも民間機関等の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

【改定内容】

改訂前：直接経費の 10%に相当する額

改訂後：直接経費の 30%に相当する額

【適用開始時期】

令和 3 年 7 月 1 日以降に契約する共同研究で、次のものが適用になります。

- ・令和 3 年 7 月 1 日以降に研究が開始される共同研究（新規契約分）
- ・令和 3 年 7 月 1 日以降に研究経費を変更する共同研究（変更契約分）

以上

本件お問合せ先：

国立大学法人北見工業大学

研究協力課 産学連携担当

TEL：0157-26-9153

Mail: kenkyu04@desk.kitami-it.ac.jp